

事務局説明資料

1 議事等

(1) 新たな地域医療構想を検討する会議体について【資料1】

- 資料1を御覧ください。
- 昨年8月に開催させていただいた会議において、現行の地域医療構想が2025年までとなっていること、国では2040年に向けた新たな地域医療構想の策定に向けた様々な検討を進めていること、この動きを受けて本県の体制についても検討していく必要があることなどについて、御報告をさせていただいたところです。
- 令和7年12月にこの新たな地域医療構想の内容を含む「医療法等の一部を改正する法律」が成立しました。現在、国においては今年度末までにガイドラインを発出するべく、検討を進めているところですが、本県においても、このガイドライン発出を受けて、具体的な策定作業を進めていく必要があります。
- このため、新たな地域医療構想の策定に向けた本県の体制の整理を行うため、今回議事事項としてお諮りさせていただくものです。
- 1ページを御覧ください。まず、「現行の地域医療構想の推進体制」についてです。現行の地域医療構想は、右に示した地域保健医療計画の一部（第4部 地域医療構想）に位置づけられており、都道府県単位の会議体である「地域医療構想推進会議」及び構想区域ごとに設置している「地域医療構想調整会議」で検討・協議が行われております。
- これらの会議は、地域保健医療計画の一部である地域医療構想について、特に推進を図るために設置された会議体となっております。
- 2ページを御覧ください。次に、「新たな地域医療構想を検討する会議体について」です。中段左側の図で示しておりますが、本県では、地域医療構想推進会議及び構想区域ごとの地域医療構想調整会議を設置する一方で、地域保健医療計画全体の推進を図る会議体である本協議会及び地域保健医療協議会も設置しているところです。
- このため、新たな地域医療構想を検討するに当たっては、検討を担う会議体を整理しておく必要があり、その議論にはこれまでの地域医療構想推進における協議・検討の連続性を考慮する必要があると考えております。
- そこで、新たな地域医療構想について検討する会議体については、これまで協議・検討を担ってきた「地域医療構想推進会議」を中心に策定・推進することとし、地域での協議を「地域医療構想調整会議」で行うこととしてはどうかと考えております。

- 中段右側の図は、地域医療構想が地域保健医療計画から独立する医療法上の位置づけとなることも踏まえ、地域医療構想推進会議及び地域医療構想調整会議で策定・協議を進める案を表したものになります。
- 上記のとおり整理することとするに当たっては、現在、地域医療構想が地域保健医療計画の一部であることに鑑み、本協議会の御了解を得ておくことが必要と考えており、今般の書面開催とさせていただいたものです。
- 御了解をいただけた場合のその後の対応として、「地域医療構想推進会議設置要綱」における「役割（第2条）」の項目に（参考資料 埼玉県地域医療構想推進会議設置要綱）、「地域医療構想の策定」を追加する改正を行うことを考えており、本協議会の御了解の後、要綱改正を進めてまいります。また、地域保健医療協議会へは、以上の対応について周知を行いたいと考えております。
- なお、要綱改正後においても、新たな地域医療構想の策定に向けた検討状況については、本協議会に御報告をさせていただければと考えております。
- 説明は以上です。
- 事務局案に対する御意見等について、WEB 回答フォーム※により御回答ください。
※<https://forms.office.com/r/kKgHfALtHy>

（2）その他 【資料2】

- その他として、事務局から1点御報告をさせていただきます。
- 第8次埼玉県地域保健医療計画は来年度で3年目を迎え、計画の中間年となるため、医療法に基づく見直しを行うこととなる予定です。
- そのため、来年度は本協議を複数回開催させていただき、中間見直しの素案について御協議いただきたいと考えております。現時点におけるスケジュール案については、資料2のとおりです（正式なスケジュールは新年度に改めて提示させていただきます。）。委員の皆さまにおかれましては、御負担をおかけすることとなりますが、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。
- 説明は以上です。
- 事務局案に対する御意見等について、WEB 回答フォーム※により御回答ください。
※<https://forms.office.com/r/kKgHfALtHy>